

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の五第六号を同条第八号とし、同条第五号中「前各号」を「第三号から前号まで」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 国際観光の振興に資する施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 国際観光の振興に資する施策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行に伴い、観光庁観光戦略課の所掌事務を変更する必要があるからである。